

大規模災害発生時における消防本部の効果的な初動活動のあり方

検討会（第3回）議事概要

- 1 日 時：平成24年2月3日（金）10：00～12：00
- 2 場 所：砂防会館別館 六甲
- 3 出席者（敬称略）：関澤 愛（座長）、磯辺 康子、桂 敏美、国崎 信江、座間 信作
柴田 徳雄、田村 圭子、月成 幸治、宮脇 良平
森 浩一（オブザーバー：気仙沼・本吉地域広域行政組合消防本部）
(計10名)

4 議事

消防活動方針（部隊の安全管理）について

○消防本部における検討内容等

『東日本大震災における被害と対応について』（気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部）

- ・津波到達前に浸水予想区域内から出動要請があった場合の対応について、活動計画に定めておくべきである。
- ・高台への退避指示は、指揮本部から出動各隊へ実施していた。
- ・車両による広報は、被災の危険と隊の孤立による消防力の低下が懸念されることから、津波到達までの時間と、広報の実施効果を考え判断する必要がある。
- ・撤退のルール（活動方針）により、津波到達予想時刻の10分前までには、浸水区域内からすべての活動部隊の撤収を完了させることとしている。
- ・職員の被災を根絶するため、危険区域内への侵入と活動の見直しが必要である。
- ・津波の規模、到達時刻に関する情報の正確性と伝達方法の確立が極めて重要であることから、情報伝達体制を構築し「安全管理、消防体制、消防活動」についての方策を検討する必要がある。
- ・浸水区域内の署所では、早期に消防用車両、人員を退避させ活動拠点を構築しなければならない。
- ・消防が被災すれば、その後の活動に影響があるため、消防庁舎については防災拠点として各種災害に対応可能な場所を選定すべきである。
- ・避難誘導は必要だが、原則は同報無線などを活用し、津波発生後の消防体制の確保に主眼を置く必要がある。
- ・情報が途絶えた場合に、最小単位で活動が継続できるように、職員の判断能力の向上を図る必要がある。
- ・浸水区域における災害対応は場合により、活動途中であっても退避することを想定した活動が必要であり、退路の確保や高いビルへの避難も考慮し活動を実施する必要性がある。
- ・単独で業務出向中に被災したケースもあるので、退避計画に入れておくべきである。
- ・住民が危機意識を持ち早く避難するよう防災意識の向上や、防災教育の普及を図る必要がある。

『東海・東南海・南海地震を踏まえた震災消防計画の改正について』（神戸市消防局）

- ・震災の経験から火災対応を最優先とした計画を策定していることから、火災の早期発見と一挙鎮圧が最優先であることを基本方針としている。
- ・想定する最大津波高さを現在の2倍に引き上げ津波被害警戒区域として計画し、地震発生から1時間を経過する場合（東南海、南海地震は、到達する津波の予想時間が約80分）、本部から全隊に退避を開始するよう指示を出すこととした。
- ・津波被害警戒区域内で活動しているすべての活動隊は、地震発生から1時間経過時点で活動を中断し、避難広報を行いながら、津波被害警戒区域外へ退避を開始する。
- ・地震発生から1時間経過していない場合でも、現場最高指揮者が危険と判断すれば退避を指示する。また、補完的に一斉指令で退避を通知することとした。
- ・最初の1時間以内で津波警報、大津波警報が発令された場合、消防署所・消防団施設の者は、すべての車両を移動させることとしている。
- ・津波被害警戒区域内を管轄する消防団はパトロールを実施し、住民等に避難を呼びかけながら津波被害警戒区域外へ退避する。

○各委員の主な意見

- ・今後、津波の高さ、到達時間等情報の精度は向上していくと考えられるため、まず確実な情報を得ることが重要である。
- ・津波が起こる地震かどうかの判断は困難である。よって「地震が起きたら逃げる。」ということを、消防職員も含めて鉄則としてよいのではないか。
- ・目安として活動時間を設定することは必要だが、これを過信しないような取組を加える必要がある。
- ・基本は退避としながらも、地形などの地域特性を踏まえた時間の設定などを加味する必要がある。
- ・弱い地震であっても、非常に大きな津波が来るかもしれないので、情報をリアルタイムで共有するシステムを持つべきである。
- ・「退避を完了している」という余裕時間は、地域特性やその体制により違うため、地域ごとに消防隊の指針として事前に持つべきである。
- ・大災害時には消防にも対応の限界があることや、退避行動をとることを住民に啓発するべきである。
- ・消防職員、住民の退路確保には、浸水想定区域内に避難できる場所を作っておくハード面が必要で、住民と一緒に計画の策定を行うような取り組みも非常に重要である。
- ・消防隊員であっても、命を落とすことがあってはならない。そのベースだけは絶対に押さえておきたい。
- ・浸水想定区域内における消防署所の初動時の活動方針として、津波が来た場合に活動場所から安全な場所まで退避できる時間を、退避可能時間として、それが津波到達予想時刻よりも短ければ、まず退避することとする。

- ・情報取得は無線などの機材、目視による確認など複数手段で段階的に実施し、その結果により時間目安に従って退避するか、情報取得できない場合は危険な状態と判断し即退避するか論議するべきである。
- ・地震直後の行動計画として、庁舎被害調査と消防用車両等を車庫から出すことが、多くの消防本部の震災時消防計画で記載されている。住民の生命を守り、被害を軽減させるためには、人員と装備が揃うことが不可欠であるという意図から、車両退避を優先としている経緯がある。
- ・広報しながらの車両退避を慣習で行っている地域もあり、住民から批判等はないということから、このような文化を醸成する取り組みも重要である。
- ・活動を開始すれば、退避の遅れや、退避できなくなることが考えられるので、活動前に退避できる建物の把握を行い、時間がなければその建物に避難する想定が必要である。
- ・退避可能時刻と津波到達予想時刻の関係を整理し、退避の余裕時間を退避可能時間の倍にするなど、ある程度の目安を示せると各消防本部は計画を立てやすいのではないかと。
- ・組織法や消防法に、安全管理への配慮や、安全確保についての明文化がなされれば、消防職員が意識を持つのではないかと。
- ・緊急消防援助隊として出動した際、現地での方針として津波警報なら即活動を中断、津波注意報なら注意しながら活動を継続としていた。
- ・退避に係る考え方の整理は警察や行政、他の機関とも調整を図る必要がある。